

明治中期における就学年齢の議論の背景

The background of the School Age Issues in the Mid Meiji Era

近 藤 幹 生 Mikio Kondo

はじめに

本稿は「長野県短期大学紀要 第59号・60号」で検討した課題のまとめである。主として、明治中期の就学年齢の議論に関する先行諸研究へのさらなる検討と、研究主題に関する背景を論じることを目的としている。明治中期の就学年齢の議論に関する背景を検討することにより、議論のもつ児童研究上における位置を考えたい。

筆者は、小学校への6歳就学において、なぜ6歳かという根拠の議論に関する史的研究をすすめている。当初問題としたことは、1872（明治5）年「学制」を起源とした6歳就学の根拠はいかなるものであったのか、という点である。そして、当時の（明治5年「学制」前後の時期）文部省学制審議過程と、学制実施舞台の一つである筑摩県地域（長野県松本市周辺地域）をとりあげ検討をすすめ、少なくとも「学制」導入時点においては、就学年齢の根拠に関する議論を検証でき得る史料の存在は、確認が困難であるという認識をもった。130年以上前の議論を研究対象としたアプローチは、史料の乏しさからも困難性があった。

しかし、その後の研究において、実は明治20年代後半から明治30年代になって、就学年齢の根拠に関する議論は、きわだって展開されていたことを確認してきた。そして、明治30年代前半をもって、この議論が決着をみたことを諸資料からも裏付けることができる。この時期は20世紀初頭にあたり、児童研究がすすむ時期でもある。

この時期における就学年齢の根拠の議論は、どのような意義があるのだろうか。議論には、いくつかの側面がみられる。家庭育児のあり方への関心、身体発育の意義、家庭と学校との関連などが論じられている。就学開始年齢は、6歳と7歳の何れが妥当かという論争もある。こうした幅広い内容を含む議論には、当時の学問分野の諸成果が反映されていたといえる。もちろん、日清戦争後の時代背景も影響

を及ぼしている。

本稿では、はじめに明治期の就学年齢の議論にかかる先行諸研究へのさらなる検討をすすめる。紀要第59号・60号でも先行研究に言及しているが、筆者の視点との相違が必ずしも明瞭ではない面もあった。また、その後の研究から、新たに見出された先行研究についても検討する必要性があるからである。第二は、就学年齢の根拠に関する議論が展開された背景を検討する。主として、小児科学などが子どもをどう認識していたかという点について、就学課題・就学年齢の議論に焦点をあてながら検討していく。

1. 就学年齢の議論に関する先行諸研究と筆者の視点

(1) 杉浦守邦「みしまみちよし三島通良(1)—(18)」₁₎ と6歳就学論の展開

筆者は、6歳就学論に関する研究対象として、三島に関心を寄せてきた。杉浦守邦「三島通良(1)—(18)」は、伝記や人物史がほとんどない中で、日本における学校衛生学の父といわれる三島の生涯と活躍について、資料により詳細に論じている。三島が文部省の委嘱を受けて各地の小学校・幼稚園などを回り、学校衛生の重要性を認識していく経過、学校衛生学という学問分野の成立過程などについても述べている。しかし、三島が教育現場を歩きながら、就学課題や就学年齢問題をまとめる必要性を認識していったことや、三島の6歳就学論自体については検討されていない。この点が筆者の中心的研究課題である。

はじめに、杉浦論文により三島の足跡をおおまかに確認しておく。三島は、1889（明治22）年帝国大学医学部を卒業後、大学院に進み小児科学を専攻した。ドイツ語が堪能で、文部省から依頼されたドイツ医学書の翻訳に励むとともに、当時東京大学の教師であったエルヴィン・ベルツ（Erwin-Balz 1849-1913）の講演や講義の通訳をつとめる。この時期の業績には、出産や育児の啓蒙書である『はは

のつとめ』(1892年) や『学校衛生学』(1893年)がある。1891(明治24)年には、文部省普通学務局から学校衛生事項の取調を委嘱される。「学制」以後、全国に小学校は建設されていくが、校舎や設備の不十分さ、衛生状況はひどいものがあった。1891(明治24)年には、「小学校設備準則」が公布された。「校地ヲ择ブニアタリ衛生上ノ利害明ラカラザルトキハ医師ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス」「生徒用ノ机及腰掛けノ構造ハ生徒ノ衛生上ニ害ナカラシメ」²⁾など、教育法規にはじめて医学的な知見が登場するようになってきた。三島は、こうした時期に医学者として文部省行政に関与していくことになった。学校衛生学者としての三島は、当然のことながら、児童の衛生環境や身体発育状況に具体的に関心をよせていく。文部省から上記の委嘱を受けて、日本の普通教育の現状がどうであるのか、学校衛生学の立場から各地の小学校・幼稚園などを巡回し、児童の身体発育に関する実態調査をすすめていく。その結果は「学校衛生取調復命書摘要」(1895年)や「学校児童発育取調報告」(1897年)として文部大臣に提出された。さらに三島は、長年の研究成果として、『日本健体小児ノ発育論』(1902年)を上梓し、これにより博士号を取得する。この成果も三島の就学年齢論に反映されていく。

文部省では、1896(明治29)年に学校衛生顧問会議が設置され、三島は学校衛生主事として顧問会議に関与することになる。学校衛生顧問会議及び1900(明治33)年の改正小学校令の制定過程において、就学年齢の議論に対峙することになったのである。就学年齢の議論としては、この時期に7歳就学説が盛んになり、三島は6歳就学を擁護する立場から、議論を展開していくことになる。

つまり三島は、一方では、教育現場を調査する学校衛生行政の担当者としての立場から、また他方では、小児科学の専門家・小児科医として、就学年齢・就学課題のあり方を論じる必要性を認識していった

のである。就学年齢問題を全面的に展開するため、三島は、「学制調査資料・就学年齢問題」(1902以下「調査資料」と略)³⁾を執筆した。筆者は、この「調査資料」 자체を研究対象としているのである。

(2) Zheng SongAn 「養生思想と教育的学校保健の成立」⁴⁾ と学校衛生学

Zheng SongAn 「養生思想と教育的学校保健の成立」は、日本における学校保健制度が確立していく過程を研究した論文である。明治20年代半ばの学校衛生学が、単に西欧から移入してきたのではなく、明治以前の日本における養生思想を土台しながら築かれてきたことを分析している。日本の近代学校制度が構築されてくるなかで、子どもの健康を保護する思想がどのように生まれ、自覚されていったのかを、江戸時代の貝原益軒の養生思想までさかのぼりながら検討している。そして、論文の第二部第六章「学校教育の基礎としての学校衛生—三島通良の学校衛生論を中心にして」では、三島の学校衛生思想、学校衛生の成立とその意義についても詳しく論じている。論者による深い分析を通して、三島の学校衛生思想や衛生主事としての働きをよく知ることができる。

しかし Zheng SongAn 論文は、三島の学校衛生学と就学との関連、就学年齢問題についてまでは、研究対象とはされなかったと考えられる。前掲「調査資料」は、参考資料としてあげられているが、言及はみられない。

(3) 水本徳明 「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」⁵⁾ と学校衛生学の役割

水本徳明「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」は、明治期の長野県下の小学校への就学実態を分析しながら、就学年齢がどのように統制されていくかを論じている。文部省は、1884(明治17)年と1896(明治29)年、小学校への学齢外

児童の就学を禁止する通達⁶⁾を出す。当時、数多くの学齢外児童が就学しており、心身の発達にはよくないという趣旨の方針が示された。この文部省の方針に対して、実際の学校教育現場の就学実態がどのようにであったのか、長野県下の就学実態を提示しながら分析している。そして、三島の学校衛生学の知見を引きながら、「学校という装置とそこへの就学によって子どもの『生活状態』が『俄然一変し』という状況に至ったために、子どもの心身の発育への注目が必要となったのである」「就学という制度によっていわば人間の生涯における『遊』の段階と『学』の段階が分断された」⁷⁾という興味深い指摘をしている。

水本論文は、明治初期には多様であった就学年齢が、明治 10 年代後半から 20 年代にかけて 6 歳就学へと定着しつつあり、明治 30 年代前半には、6 歳の子どもが 4 月にいっせいに入学するシステムへと、厳密化していく過程を明らかにしている。その際に登場する三島の学校衛生学の知見について確認している。つまり、明治初期から中期にかけて、教育現場である長野県での就学実態と文部省の就学制度の両側面から、就学年齢の統制過程を論じ、そこに三島らの学校衛生学を位置づけているのである。

水本論文と共に筆者の視点は、三島の学校衛生学への注目と、明治 17 年と明治 29 年の学齢外児童の就学禁止通達への分析である。しかし筆者は、三島自身の 6 歳就学論の構成と内容にも焦点をあてる。水本論文では、前掲「調査資料」は登場してこない。筆者が「調査資料」に注目するのは、就学年齢が統制していく時期の就学年齢の議論を示す貴重な資料と判断するからである。そして筆者は、二度にわたる学齢外児童の就学禁止通達について分析し、明治 29 年の通達が、三島の学校衛生学がより強く反映している施策だと判断している。三島が文部省の学校衛生行政に直接関与するのは、前掲杉浦論文や Zheng SongAn 論文からも明らかなように、明

治 24 年以降であるからである。

(4) 三原芳一「明治の就学年齢」⁸⁾の視点

三原芳一「明治の就学年齢」は、明治期前半・後半の各時期における就学年齢の実態を分析している。三原論文では、明治期の就学年齢の実態を明らかにしながら、「小学校へ就学する年齢が、制度化された年齢である『学齢』に収束し、年齢と学年の対応関係がほぼ成立するまでの過程」⁹⁾を論じている。明治以前の幕末期の寺子屋を取り上げ、就学年齢の多様性こそが特徴であったとしている。明治初期には、「学制」で 6 歳就学が決められたが、就学実態はズレていることを、京都府や埼玉県の年齢別就学者数から明らかにしていく。明治 17 年と明治 29 年の就学禁止通達についても言及しながら、この時期でも、必ずしも 6 歳就学が定着したわけではないことを示している。そして、「満六歳で小学校に就学するという制度が確立したのは、厳格な就学督励が実行される一方、こうした学齢未満の児童の就学が厳しく禁止された 20 世紀初頭のこと」¹⁰⁾であったことを確認している。さらに三原論文では、就学年齢をめぐって 7 歳就学説がさかんに登場し、就学の実態としては、7 歳就学が多くなったことなども『教育時論』に登場する見解を踏まえて紹介している。

筆者は、就学年齢の議論内容を調査しながら、明治 30 年代前半で議論が決着したと考えただけに、明治期全般の教育制度論をふまえた三原論文の知見に意を強くする。同時に筆者の調査の不十分さを確認した。

筆者は、明治初期以降の就学年齢の議論の経緯を以下のように捉えている。「学制」制定時点では、必ずしも就学年齢の根拠の議論が行われたかどうかは定かではないが、明治 20 年代後半から 30 年代はじめに、6 歳就学か 7 歳就学かの議論が盛んになってきた。つまり、明治中期を就学年齢の根拠に関する議論が際立った時期として注目してきた。そして、

この議論で重要な役割を果たしたのが三島の6歳就学論だと位置づけている。つまり、三原論文でも紹介されている7歳就学論と対峙する形で展開された三島の6歳就学論の構成と内容を詳しく分析することに重点をおいている。

明治29年以降、『教育時論』紙上において、就学開始年齢は、6歳就学と7歳就学のいずれが妥当であるのか、論争が行われている。7歳就学説へ変更をもとめる意見では、早くから就学させることへの弊害が論じられている。また、6歳就学・7歳就学のいずれの立場からも、諸外国の制度を取り上げながら自らの主張を展開していく例がある。そして、6歳就学を維持する立場からは、就学年齢・就学年限を議論する際の標準（尺度）という考え方も提起されている。この主張では、就学年齢を検討するには、児童の発育、教育上の成績、国家・国民の財力による標準などが必要だとしている。具体的には「従来の義務年限は、右の標準中第三のみ重きを置き、第一第二はあまり重きを置かずして定めたらずにならずやとの疑いなきにあらず。換言せば、教育眼より、寧ろ行政眼に依って定めたように思はる」¹¹⁾などと主張している。

このように明治中期における就学年齢の根拠の議論には、さまざまな学問分野の知見が活かされている可能性があり、政治的・経済的諸条件についても課題の存在を確認する必要性があると考えている。就学年齢の根拠の議論に登場する学問分野、関連する諸課題を追究するのが、筆者の研究視点である。

(5) 近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」¹²⁾と改正小学校令

前述したが、1896（明治29）年5月、文部省は学校衛生顧問会議を置く。三島は同会議において、学校衛生顧問主事という立場で、会議の議論をリードしていく存在となっていく。近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」では、顧問会議の議事録も

ない中で、会議の性格や議論の背景を分析している。筆者が特に関心をもつのは、近藤真庸論文が、三島の学校衛生学が、1900（明治33）年の第三次改正小学校令の理論的支柱であったと、次のように指摘している点である。近藤真庸論文は、三島が示した主な項目を示す。「①『体操』の必修科目化②学科目、教科目の軽減③漢字の制限④仮名遣いの改定⑤教授時間の軽減⑥小学校の試験全廃⑦夏季・冬季休業前後の授業時間の軽減の校長自由裁量化⑧通学路程（距離・時間）の配慮⑨就学年齢及び、就学義務と猶予について明記⑩時間割編制上の配慮（授業開始時刻、休憩時間、食事時間）」そして、「示されたカタログは三島の学校衛生論の『各論』とも言うべきもの」であり、「教授活動を中心とする学校教育全般（学校環境・施設を含む）を健康保護の観点からチェックすることであり、その理論的支柱は三島の学校衛生論であった」¹³⁾ことを確認する。もちろん、これらがすべて順調に具体化されたわけではないが、就学課題・就学年齢問題について、三島の言説を確かめておきたい。

改正小学校令の制定は、樺山文部大臣の下に普通学務局長沢柳政太郎が中心となり推進された。三島自身の口演記録が掲載されている『国家医学会雑誌』¹⁴⁾により改正小学校令への関与を知ることができる。三島は、改正小学校令の「最も大なる改正の点」は、「学校衛生の点」であると断言し、改正の趣旨を「成るべく全国に不就学の児童のないやうに、就学を催促すると云うのみならず、一方には教授科目、その他の点に改正を加へて、少しも児童の健康を害すことなく、普通教育の目的を達成する」¹⁵⁾としている。

国家医学会雑誌から、満6歳就学に関する三島の主張について整理しておく。第一は、児童満6歳に達した翌月より就学させる改正をした点が強調される。学齢未満児童の就学実態を解決したい旨を、以下のように述べている。「此れまでは学齢未満の者

を小学校に入れると云うことが沢山あります、種々の名を付けて、父兄が入れたがるのです（中略）甚だしきは学籍簿を調べると年齢に合ふて居るけれども、学校に行って、直に子供を捕へて、お前幾つだと云ふと、五つですなどと云う」「村会議員でござるとか県会議員でござるとか云う者の子どもです。中々こういう人達が幅が利くから学齢未満の児を無理に就学させるのです」「親の心としては、這えば立て、立てば歩めというのは当然ではありますが」「六歳未満は無論厳禁せねばならない」¹⁶⁾と主張した。

第二は、早熟傾向にある日本人と就学年齢との関連である。三島の身体発育調査により、日本人は西欧人と比較して、思春期において早熟傾向にあるという。しかし、早熟傾向と就学年齢を結び付けるのではなく、教育内容・方法を検討するべきだと、以下のように主張する。「私は百年の後は知らず、現今に於いては学齢は六年でよいと思ふ、然しながら、六年で就学させて其課する所の数科目、其教授方法に至っては、其年齢体格に相当するやうに大いに方法を講じなければならぬ」¹⁷⁾

以上、『国家医学会雑誌』における三島の口演内容は、改正小学校令制定への関与の可能性を示す資料である。

このように近藤真庸論文は、三島の主張を具体的に把握できる重要な資料となっている。しかし、明治29年7月の学校衛生顧問会議の議事内容については、知ることはできず、前掲「調査資料」によるしかないものである。

明治29年7月1日の会議では、以下の重要な二点が議論されていた。第一は「学齢未満ノ児童ノ就学ニ關スル件」が審議される。「学齢未満ノ児童ハ、就学スルヲ得ザルノ例ナレドモ、實際ニ於テハ尚就学スルモノアルヲ認ム。右ハ身神発育上ニ及ボスベキ害如何ニ依リテハ、之ヲ嚴禁スルノ必要アルガ如シ、依テ各位ノ意見ヲ問フ。トイウ諮詢ニ對シテ、

学齢未満ノ児童ヲ就学セシムルハ、身神発育上有害ナルヲ以テ、宜シク之ヲ嚴禁スベシ。ト決議シ、依テ同年八月十七日ノ文部省訓令第六号ヲ發布スルニ至レリ」¹⁸⁾（「調査資料」p.66）と述べている。これは、前述したが、「学制」以後、依然として存在していた学齢外児童の就学を禁止する決議のことである。

次に、6歳就学説が「決議」されている。「当日ノ議事ニ於テ、満七年（満7歳・・筆者）ヲ就学ノ初メトナスベシトノ説ヲ唱ヘタルハ小池顧問ニシテ、之ニ同意シタルハ長谷川、豊住ノニ顧問ナリ。満六年（満6歳・・筆者）説ヲ唱ヘタルハベルツ顧問ニシテ、之ニ賛成シタルハ三宅、弘田ノニ顧問及余ナリ。而シテ此会議ニ於テハ満六年（満6歳・・筆者）就学説、過半数ニテ可決セラレタリ」（「調査資料」p.66）つまり、学校衛生顧問会議で、満7歳就学説と満6歳就学説が提案され、4対3の過半数でベルツ提案の満6歳就学説が決議されたというのである。

（6）問題意識と研究視点

上記の先行諸研究のように、各論者は、明治期における就学実態、就学年齢が統制されるプロセス、三島とその活躍、学校衛生学と第三次改正小学校令、学校衛生行政の確立、学校衛生顧問会議の役割などに関して、きわめて重要な見解を明らかにしている。

こうした知見を踏まえながら、筆者の研究視点の特徴は次の点にある。第一に、現行6歳就学の根拠がどこにあるのかを歴史的に探るという立場から、明治初期から明治中期の議論の内容を分析する視点である。第二に、明治20年代から30年代はじめを、就学年齢の根拠に関する議論が集中的に展開され、決着をみたと段階と位置づけ、中心的役割を果たした学校衛生学者・医学学者である三島の業績を分析することである。特に6歳就学論の構成と内容に焦点をあてるに重点をおいている。第三に、三島と関係が深い人物と学問分野の役割も検討しながら、この時期の就学年齢の根拠に関する議論が、学問的

成果を駆使して行われていたことを導く点にある。

この歴史研究は、対象時期が 100 年以上前のことであり、史料の乏しさから制約もある。しかし、幼児から児童への就学課題・就学年齢の根拠の議論が、どのような学問分野から検討がされていたかを追究することに意義があると考えている。1890 年代から 20 世紀はじめにおいては、子どもを認識する学問分野は、西欧からの心理学・教育学よりも小児科医三島らの小児科学などの知見、特に身体発育という分野との関連が重点であったと考えられる。

以上、先行諸研究を踏まえた筆者の問題意識と研究視点である。

2. 就学年齢の議論と背景

(1) 明治中期における医学者たちの活躍

明治中期において、文部省行政や教育関係者は幼児や児童の状態をどのように認識していたのか。教育諸制度の構築にあたり、小学校へ入学する幼児や児童の実情把握が必要だといえる。しかし、この課題の追究は、必ずしも教育関係者のもとでおこなわれていたともいえそうにない。文部省が設置する明治 29 年の学校衛生顧問会議は、6 歳就学を確認した点、学齢外児童の就学を厳禁したという点からも、重要な舞台であったことは前述した通りである。しかし、顧問会議の主要メンバーは教育関係者ではなく医学者であったのである。では、当時の子どもや家庭環境などを、医学者たちは、どのように認識していたかを論じなければならないだろう。つまり、幼児や児童を認識していく視点を明らかにしていくためには、この時期における医学者たちの状況を踏まえることが、不可欠だと考えられる。

はじめに、医学教育の分野についてふれる¹⁹⁾。明治 9 年、東京医学校にベルツが赴任するなど、ドイツ医学の影響が大きくなっていく。そして、明治中期は子どもにかかわる小児科学が独立していく時

期となっていました。ベルツのみならず、来日したドイツ医学学者や欧米の諸学者が、高等教育の場面で活躍していた。また、日本からドイツ医学を修めるために留学した人物もいた。弘田長²⁰⁾は、ドイツ留学後の 1888 (明治 21) 年、東京医科大学講師となり、小児科外来診療を行うとともに、医学者の養成に力を尽す。1890 (明治 23) 年、三島らがメンバーとなり小児科学会が発足するが、そこへ弘田が加わることで、研究体制はさらに整っていく。やがて「小児科学会雑誌」を発行するようになり、この動きが現在の日本小児科学会へつながっていくと指摘されている。

こうした医学者たちは、早くも明治 10 年代から育児書などの翻訳書や専門書の発行に力を入れていた。多くは専門書であるが、母親向けの育児書も少なくない。また、当初は翻訳書であったが、やがて、日本人医学による業績も増えていった。当時の代表的育児書として、近藤鍊三訳『母親の心得』(ドクトル・クレンケ原著)、石田勝信『小児養育心得』、そして前掲三島『ははのつとめ』などがあげられる。当時の医学者たちは、ドイツ医学に依拠しながらも、日本の家庭育児にも目を向けていった。こうした翻訳書の内容には、例えば「産後は母乳がでなかったら外のものは与えず、若し与えるのなら新鮮な牛乳の三分の一に砂糖を少量与えよ」「一、二歳の時の養育を良くしなければ遂に一生の害を生ずる」「生後 10 日以内は三分の一牛乳、2 ヶ月頃までは二分の一牛乳、それ以後は四分の三牛乳、4.5 ヶ月以降は全乳」²¹⁾などの記述がみられる。

この時期、小児科専門医が確立されていくことは前述したが、小児伝染病対策も課題となっていた。明治 10 年代、清国からコレラが入り込み全国に広がった。明治 23 年には再びコレラが蔓延し、流行性感冒も流行し、小児も多く罹患したという。こうした状況からみても、小児科医師の活躍が求められていたといえる。さらに、弘田や三島は当時解決を

せまられていた種痘法の分野においても、なくてはならない医学者であった。

(2) 日清戦争後の家庭育児観—雑誌「太陽」²²⁾と 三島『ははのつとめ』の分析から—

活躍していた医学者たちは、家庭における育児をどのように考えていたのだろうか。

1895(明治28)年1月、雑誌「太陽」が創刊される。雑誌「太陽」は、日清戦争後の時代を「第二の維新」であるとし「知識を世界に求め」る重要性から「当代一流の諸名家にのみ執筆寄稿の労を請い、成るべく平易に」理解できることをめざして、発刊する趣旨を述べている。創刊号の冒頭には、「学界の大革新」という久米邦武の論説を掲げている。日清戦争は勝利に終わったが、「社会の発達に従ふて、分業専科の岐はいよいよ繁くなりぬれば、各業各科を修めたる面々は、今にも秦東の将来に種々の望みをかけて、その用意をなすこと肝要なるべし」²³⁾という。戦勝国としてさらに体制を強化するには、専科の学問の発展こそ緊要だという趣旨が述べられていく。

筆者は、雑誌「太陽」における「家庭に於ける第一義」(三島)²⁴⁾という連載記事に注目した。三島によれば、明治維新後、教育は進歩してきたが、德育が薄くなかった。さらにもっと重要なことは、体育、身体だと次のように主張していく。「例えば近年の教育は、非常の進歩をなしましたとは云え、此は智育の一部分のみが進歩したのであって、ただ、学問さえ出来れば可い、知恵さへあればよいと云うぐあいに、教えたものですから、終に人間社会に於て、平和を有つべき、徳義と云う事が薄くなりました。(中略)先にもっと肝心の事件がありますが、此はどう云うものか今日にいたるまで進みませなんだ。其れは何であるかと云ふに、体育であります」。三島は、1890(明治23)年の教育勅語の趣旨を踏まえるならば、「一番先に立ちますものは身体でありま

す」とし、職務を以下のように明らかにしている。「先づ己の身体を強壮にし、なほ進みて衛生、看病等の法を心得て、君父に臣子たるの道をつくすのであります」「戦争を致しますに就きて、必要なものは何々であるかと云ひますに、金力、財力、智力の三で」あるといい「智力だけは日本は日進の学問を致しておりますから、優れて居ませうが、金力、筋力に於いては遙かに清国に及びますまい」と主張する。そして、確かに日本は日清戦争で勝利できたが、部隊の報告を引用し、「一人と一人との組打では、我兵は清兵の腕をひねることも出来ぬ」「我国の人夫は六七貫の荷物を負うても、直に弱る」ここに、「日本人種の身体健康を増進する必要性がある」と力説するのであった。つまり、富国強兵と身体の健康を明確に結びつけて論じている。そして体育に注意するべきだといって、五期にわけて体育の必要性を展開する。「第一 婚姻法、第二 妊娠より分娩の小児が就学児とする迄の摂生及び教養法(妊娠より小児満六年に達する迄) 第三 学校児童の教養法(満六年より満十四年に達する迄) 第四 少年少女の体育法(満十四年より満十八年乃至二十年に達する迄) 第五 青年者の体育法(十八年乃至二十年より二十五年乃至三十年に達する迄) この五期に涉りて、充分衛生上の原則に従ひまして、体育を注意しませぬければ、到底真の体育は行われませぬ」²⁵⁾

三島の主張する体育は、「学校に於ける体育と云う事のみではありません、真個の教育上の体育であります。(中略)真個の教育なるものは、必ずや胎教の道より始めて、小児の分娩したる後は、直ちに之を教育し初むるが、真個の教育であります」という内容である。さらに「単に無病息災に育てあげさへすればよい、と云うのみに非ずして、之を強壮にし、活発にし、風に櫛り、雨に浴し、千里の峻嶺を超え、万里の波濤を渡りても、ビクともせぬという士女に育てあげねばならない」「小児は国民の基礎で御座りまして、国民の健康と元気とは、之を小児

の時期に教養ざれば、決して真個の健康と元気とを得ることはできませぬ」²⁶⁾としている。三島は確かに富国強兵と密接に関連させて、身体の発育や体育を論じてはいる。

しかし、それほど単純ではないともいえる。なぜなら、学校や家庭における児童の体育に注目しているのであり、ここでの体育とは、現代でいう育児・子育てのあり方を指摘していると考えられるからである。

三島の体育の意味を捉えるには、乳幼児期に相当する前述の「第二 妊娠より分娩の小児が就学児とする迄の摂生及び教養法（妊娠より小児満六年に達する迄）」の具体的な内容をみる必要がある。『ははのつとめ』において、小児教養法（家庭教育）として論述している内容が興味深い。はじめに強調するのは「遊戯」である。「小児は娯楽でいるうちに知恵がつき記憶を増すですから、母親は先ず遊ばせるということを始めとして小児を教養ねばなりませぬ。（中略）此自分が小児を教育する最緊要の刻限で、厳しくしてもいけず、我儘一杯でも」いけないという。育児への基本的接し方をわかりやすく述べている。そして、就学にあたっても、基本は身体発育を踏まえるべきだと以下のように述べている。「五六になるまでは決して規則だちたる学校などの課業を授けてはなりませぬ、なぜなら小児の身体も脳の発育も未だに耐えることはできぬから」だという。「母親は小児を教養るにもその発育の度を考えて先ず始には物を熟視させ、次には思考させ、次には其れに目をつけさせ、進んで之に注意させるという順序を遂て参らねばなりませぬ」「満六年以上になりたらば、小児は直に学校にやりて稽古に取懸て宜か」というと、決してそうではない。母親は先ず其の小児を良医のところへ連れて行き、最早稽古事をさせても宜否をたずねてからでなければ学校へやりてはなりませぬ」「小児に早くから充分な知識の発達を望まるなら、先ずその身体を壮健にして懸

かるのが一番緊要、最も近道です」²⁷⁾家庭育児のあり方を、三島はこのように主張するのであった。

この時代の特徴は、資本主義が急激に成長し、帝国主義へすすむ状況のもとで教育政策が推し進められていったことである。三島の活躍や思想もこの背景において捉える必要がある。単純に子どもの成長・発達を踏まえた側面をもつなどと論ずることはできない。しかし、三島が幼児・児童の身体発育という面を直視し、明治期の近代教育制度の歩みにおいて、学校衛生の面が軽視されすぎたために、児童の環境や生活が悪化してきたことに注目したことは間違いない。そして、幼児・児童の現状について、学校教育現場と家庭の両面から光をあてようとしていたことは、確かなことだといえるだろう。

(3) 家庭から小学校への段差の認識

家庭育児へのこうした認識をもとに、家庭から小学校第一学年への状態を、どのように認識していたかを確認しておく。以下は、前掲「調査資料」の結論部分である。家庭から小学校への入学は大きな段差があると、主張している。「彼ノ家庭ニ於テハ自由ニ任セテ奔走遊戯シタル児童ガ、一定時間静座シテ學習ニ從事スルコト、既ニ健康ノ障害ナルニ、加エテ現今ノ言語、文字等ノ難シキヲ教フル所謂泣面ニ蜂ノ諺ヲ想起セザルヲ得ズ」（「調査資料」p.86）

また、入学後第一学年の学習面における困難性については、以下のように論じている。「就学年齢問題ニ關シテ最モ注意スペキ事ハ先ニ論ジタル数事項ノ外、小学校ノ第一学年ニ於ケル學習ノ難易ト云エル事之ナリ。同ジク満六年ノ児童ヲ就学セシムルトシテ、其言語、文字、文章ノ容易ナル歐米諸国ト、之ト正反対ナル本邦トノ間ニハ、幼年ナル児童ノ學習ニ殊ノ外難易ノ別アルベシトノ問題ハ、必ズ研究ヲ要スル事ナリ。本邦人ノ習慣ト遺伝トハ、之ノ複雑ナル言語、文字、文章ニ對シテ、外国人ノ想像スルホドノ困難ヲ感ズベシトハ信ゼザレドモ、之ヲ歐

米ノ言文一致ナルニ比シテ困難ナルハ、蓋シ疑イ容レザルナリ」（「調査資料」p.86）

そして、この家庭から小学校への段差を救済する具体的な方法を次のように提言するのである。

「即チ第一学年ニ於ル教授時数ヲ減ジ、休憩時数ヲ増スノ道アルノミ、況ヤ一週十八時ノ教授時数及午後ノ教授廃止ハ、歐州ニ於テモ同学年ニ対スルモノトシテ、有数ノ学校衛生学者ノ称揚セルモノナルニ於テオヤ」（「調査資料」pp.87-88）最後に、4月及び1年経過後も含めて、健康状態を把握することを要求している。「本年（明治35年・・筆者）四月ヲ期シ、若干ノ小学校ニ就テ、就学セル児童ノ精密ナル身体検査ヲ施行シ、一学年ヲ経過セル後、再応其児童ヲ検査シテ、果シテ第一学年ニ於テハ、健康傷害ノ事実存在スルカ否ノ調査ヲ命ぜラレンコトヲ希望ス」（「調査資料」pp.88-89）

以上のように、三島は満6歳就学を維持し、同時に家庭から学校への変化の大きさに注目し、第一学年における教育内容・方法への配慮を具体的に力説したのである。

（4）子どもを研究対象としてみる時代

こうした就学年齢の議論がおこなわれたのは、明治30年前後である。筆者が、時代背景として注目したいのは、この時期が子どもを研究対象としてしていく時代のはじまりに相当するということである。日本における児童への認識、児童研究の状況はどうであったのだろうか。

児童研究は、19世紀80年代にアメリカで登場し、世界に広がり20世紀10年代に終息したといわれている。日本においては、1898（明治31）年に『児童研究』²⁸⁾が創刊されていく。発刊の辞を分析した本田和子は「この一文（発刊の辞のこと・・筆者）が浮き彫りにするのは、次のような学問分野の新事情に他なるまい。つまり、人間を対象とした既成諸学のなかの少からぬ分野が、分野の拡充と充実を

期待して『子ども』という新素材の上に熱いまなざしを注ぎ始めたということであろう」²⁹⁾と指摘する。つまり、医学のみならず心理学等の分野に、研究対象としての子どもが意識されてきた時代なのである。

前述したように、就学年齢の根拠に関する議論が集中的に展開されたのは、明治20年代後半から明治30年代はじめである。この段階では、学問的成果としては、学校衛生学、ドイツ医学などが議論に登場するものの、まだ心理学的知見はあまりみられない。

筆者が関心をもって検討してきた三島の身体発育調査は、満6歳から満15歳までの幼児・児童6293人の身長、体重、頭囲、胸囲などのデータを収集して分析したものである。自ら測定機材を運搬しながら調査したものであり、当時としては、困難を極めた作業であったが、子どもを研究対象とした調査データを数値化・標準化した成果である。三島は、この調査データをドイツなど西欧諸国とのそれと比較検討し、6歳就学論の根拠資料としていったのである。

河野誠哉は、三島の身体発育調査と次の時代（約30年後）に活躍する初期の知能テスト開発者の一人として心理学者大伴茂とを比較し、興味深い分析をしている³⁰⁾。三島と大伴の実践を児童研究という学問的系譜の中に位置づけて論じているのである。河野は「明治期の三島による測定調査では、身長や体重といった、もっぱら身体的な発育を示す諸側面がその測定項目とされていたのに対し、（大正期の・・筆者）大伴による調査の場合は知能測定を主要項目に入れている違い」がみられ、測定の位置が「身体から精神へ、とでも呼べるような測定内容のウエイトの移動」³¹⁾があると指摘している。河野はさらに両者を比較し分析を深めていくが、筆者は、三島が身体発育調査にとどまらず、幼児・児童の現場の実態を分析しながら、6歳就学論を展開していったことを重視したい。

三島による身体発育調査結果に基づく就学年齢の根拠に関する議論及び一連の研究成果は、河野の指摘のように、児童研究への胎動と位置づけることはできないだろうか。

三島自身は、児童研究や身体発育調査の位置づけをどのように考えていたのだろうか。詳細は今後の課題とするが、1902(明治35)年発行の前掲『日本健体育小児ノ発育論』から、要点のみふれておくことにする。三島は、児童研究について以下のように述べている。「小児研究ノ潮流ハ漸次東亜ノ海岸ヲ洗ヒ、本邦ニ於テモ既ニ三年前ヨリ児童研究ニ関スル専門ノ雑誌ヲ發行スル者アルニ至レリ」という状況であるが、「小児ニ関スル諸問題ヲ論ズルニ当リテ、此ガ基礎タルベキ解剖学及ビ生理学上ニ於ケル研究ニイタリテハ、不幸ニシテ本邦ハ未ダ、ケトレー、バウジッチ又ハレットリンドノ徒アラザルナリ」³²⁾としている。つまり、子どもを認識していく基礎的分野は、ドイツ諸学者などの知見に拠らざるを得ない現状だという。しかし、それ故に三島は、自身の身体発育調査を、幅広い分野に応用したいという意気込みを、以下のように展開したともいえる。

「余ノ考究シタル事項（身体発育調査のこと・・筆者）ハ、実ニ小児生理ノ一部分ニ属スルモノナレドモ亦決シテ其骨子タルヲ失ハズ。故ニ（一）医学上ニ於イテハ解剖学、生理学、法医学、衛生学、児科学（二）人類学及人種学（三）教育学、心理学殊ニ児童心理学其他（四）学政上ニ於イテハ、就学ノ年齢、義務就学ノ年限、学科及ビ学業時間、過度教授ノ制限、校舎及ビ校具ノ構造寸法、体育等ノ関係（五）民法上並ニ（六）衛生行政上ニ於ケル児童保護問題其他ノ事項ニシテ、此発育調査ノ成績ニマツベキモノ決シテ少ナカラザルヲ信ズ」³³⁾

このように、小児科医三島によって進められた身体発育の調査・研究は、幅広い学問分野への応用を明確に意識していたのである。明治30年代始め、心理学や教育学の学問的成果が入り始めた時期の、

子ども（幼児・児童）を研究対象とした貴重な実践であった。続く児童研究の時代への土台を形成していたといえるのではないだろうか。

結びにかえて

本稿では、明治中期の就学年齢の根拠に関する議論について、先行諸研究へのさらなる検討と、課題の背景を論じてきた。明治中期において、就学年齢の根拠の議論に登場してきた要素は多岐にわたっている。項目的に列挙すると、学校衛生学の知見、家庭育児への考え方、家庭と学校との段差、小学校第一学年の授業内容・方法の改善、身体発育調査などの成果を踏まえた就学年齢の確定、通学距離・時間への配慮、就学猶予、就学年齢の検討と財政事情等ということになる。各分野について、深めていく課題がある。そして、三島の研究分野についても継続して調査をすすめていく。さらに、議論に登場する人物とその出身階層などにも関心をもち研究をすすめたい。

明治中期の就学年齢の根拠に関する議論は、少なくとも、小児科医らの活躍と身体発育の知見が色濃く反映された議論であることは間違いないだろう。この議論が、子どもを研究対象とする児童研究の時代へ土台を築いた側面があると考え、さらに検討を加えていきたい。

小学校への6歳就学の根拠に関する議論を、明治期にまでさかのぼって検討すること自体に困難性はある。しかし、この課題を追究する今日的意義を強調しておきたい。それは、保育・幼児教育制度の大きな転換期にある現在、就学年齢弾力化論・規制改革論がしきりであることと関連する。筆者は、この現代的テーマそのものを研究対象とはしていないが、当事者である子どもの立場にたって、慎重に検討すべき課題であることは、100年前の知見からも導くことができるるのである。この点への考察として、就学年齢の根拠の議論に関する歴史研究を今後ともすすめていく。

注

- 1)『学校保健研究』第10巻2号～12巻12号、1968年～1970年
- 2)文部省令第15号、教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』第4巻、p.25、芳文閣、1984年
- 3)三島通良「学制調査資料・就学年齢問題」1902 国会図書館所蔵、マイクロフィッシュ、YDM50487
- 4)Zheng Song An「養生思想と教育的学校保健の成立」一橋大学社会学研究科博士論文、2001年
- 5)水本徳明「明治期長野県における就学年齢の統制に関する研究」筑波大学、教育学系論集19/1、1994年
- 6)1884(明治17)年2月15日達第3号、1896(明治29)年8月17日訓令第6号のこと。筆者は、紀要第60号において、両通達の比較検討をした。
- 7)前掲水本 pp69-70
- 8)三原芳一「明治の就学年齢」花園大学研究紀要第24号、1992年
- 9)前掲三原 p110
- 10)前掲三原 p133
- 11)『教育時論』484号、明治31年9月、p 8
- 12)近藤真庸「学校衛生顧問会議の研究(1)～(4)」中京女子大学紀要、1968年～1970年
- 13)前掲近藤真庸、「学校衛生顧問会議の研究(3)」p13
- 14)国家医学会『国家医学会雑誌』、162号、1899年
- 15)前掲『国家医学会雑誌』162号、p 2
- 16)前掲『国家医学会雑誌』163号、p 9
- 17)前掲『国家医学会雑誌』163号、p 8
- 18)前掲三島「学制調査資料・就学年齢問題」(略「調査資料」)p 66、以下「調査資料」からの引用に限り、引用末尾にページ数を記入
- 19)珠玖捨男『日本小児科医史』久山社、1997年のうち、pp134-153を参考にして叙述した。
- 20)弘田長は、明治18年から21年にかけてドイツへ留学し、帰国後小児科学の発展に貢献する。三島の恩師にあたる。
- 21)前掲珠玖捨男『日本小児科医史』、p149
- 22)雑誌『太陽』第1号～20号、博文館、明治28年～明治29年
- 23)前掲『太陽』第1号、p 3
- 24)三島の記事は、前掲『太陽』第1号～第2号で連載している。
- 25)前掲『太陽』第1号、p146
- 26)前掲『太陽』第2号、p344
- 27)前掲『太陽』第2号、p345
- 28)日本児童学会『児童研究』第1巻、明治31年、第一書房、1979年復刻
- 29)本田和子『子ども100年のエポック』p36フレーベル館、2000年
- 30)河野誠哉「近代日本の児童研究の系譜における認識論的転換—分析視角の移動とその近代学学校論的意味」
Forum on Modern Education NO11.2002
- 31)前掲河野、p177
- 32),33)三島『日本健体小児ノ発育論』pp3-5、上笙一郎編、日本(子どもの歴史)叢書9、久山社、1997